

令和元年度 第4回浦川原区地域協議会

と き 令和元年7月24日(水)18時30分～
ところ 浦川原コミュニティプラザ市民活動室4・5

1 開 会 (:)

- 会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数 人 欠席委員数 人
○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 五十嵐 広美 副会長

2 協 議

- (1)令和元年度浦川原区地域活動支援事業追加募集の審査について(資料1)
①提案者によるプレゼンテーション及び個人審査
②全体審査

3 報 告

(1)会長報告

(2)委員報告

(3)市からの報告

- ①総合事務所の時間外受付の見直し(案)について(資料2)

4 その他

(1)次回の開催日時等について

- ・日時 月 日 () 時 分から
・会場

5 閉 会 (:)

令和元年7月17日

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏裕 様

浦川原区総合事務所長

浦川原区に係る令和元年度地域活動支援事業追加募集の審査について（依頼）

標記の件について、浦川原区に係る事業の採択を行いますので、提案された事業の審査を行ってくださるようお願いします。

なお、審査案件（提案された事業）については、別紙「提案のあった事業の一覧」のとおりです。

《 提案のあった事業の一覧 》

事業番号No.1 (資料番号No.1)	事業名	浦川原桜つつみ観桜会PR事業
	提案者名	特定非営利活動法人浦川原桜つつみ公園を守る会
	事業費及び補助金希望額	105千円 (うち、補助金希望額 104千円)
	事業の目的(概略)	観桜会の開催を周知するため、大型周知用看板を据え付けるための単管を購入することで、さらなる誘客を促進する。
	事業の内容(概略)	(1)事業の対象 特定非営利活動法人浦川原桜つつみ公園を守る会、地域内外の住民 (2)事業の実施方法 単管の購入
	事業の実施期間	令和元年7月～令和元年9月
	事業で期待する効果	大型看板設置に係る会員の負担軽減につながり、観桜会の実施内容の充実に期待できる。
	審査の視点	活動支援事業が終了した場合、今後どの様に実施するのか、自立化に向けた取組、備品等の管理方法
事業番号No.2 (資料番号No.2)	事業名	捕獲獣害対策事業
	提案者名	浦川原区農業振興会
	事業費及び補助金希望額	7月9日付け事業取り下げ
	事業の目的(概略)	
	事業の内容(概略)	
	事業の実施期間	
	事業で期待する効果	
審査の視点		

事業番号No.3 (資料番号No.3)	事業名	第5回手作りの小さな文化祭
	提案者名	手作りの小さな文化祭実行委員会
	事業費及び補助金希望額	142千円 (うち、補助金希望額 141千円)
	事業の目的(概略)	浦川原区内で文化活動に取り組んでいる住民に対し、活動の成果を発表する機会を提供することで、参加者のモチベーションを向上させるとともに、地域住民の輪を広げ、より豊かな感性を育む。
	事業の内容(概略)	(1)事業の対象 浦川原区内で文化活動に取り組む人(個人、団体、公民館事業等) (2)事業の実施方法 広告宣伝費、ゲスト出演料
	事業の実施期間	令和元年6月～令和元年11月
	事業で期待する効果	参加者同士のつながりを深め、つながりの輪を広げることにより、地域の活性化が期待できる。
審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、自立化に向けた取組、今後の事業展開	
事業番号No.4 (資料番号No.4)	事業名	「チャレンジ!さんばいし投げ in 月影」イベント事業
	提案者名	月影の郷運営委員会
	事業費及び補助金希望額	408千円 (うち、補助金希望額 107千円)
	事業の目的(概略)	米俵は先人から伝えられた貴重な民族文化であり、この制作技術が失われつつあるため、イベントを通じて技術の素晴らしさを再認識するとともに、参加者同士の交流を促進することで地域の活性化に寄与する。
	事業の内容(概略)	(1)事業の対象 浦川原区住民(小学生以上)、上越市民及び県内外の住民 (2)事業の実施方法 横断幕及びのぼり旗等の購入
	事業の実施期間	令和元年9月～令和2年2月
	事業で期待する効果	貴重な民族文化に直接触れることで、先人の技術の素晴らしさを再認識することができ、イベントを通じて青少年の健全育成や地域内外の人との交流促進が期待できる。
審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、今後の事業展開	

地域活動支援事業提案に係る担当課（所管課）所見整理表

No.	提案事業名	担当課	課題 有無	担当課からの特記事項	提案者の対応 及び見解
1	浦川原桜づつみ観桜会 PR 事業	観光交流推進課	無	—	
		河川海岸砂防課	無	—	
3	第5回手作りの小さな文化祭	社会教育課	無	—	

総合事務所の時間外受付の見直し（案）について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課
浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成 30 年度に約 1,400 の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しないものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんがお住いの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

(3) 平日夜間等の総合事務所への電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合には、木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が転送されるように設定し、転送先の当直が対応します。

<電話転送案>

○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎へ転送
○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所へ転送
○大瀧区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所へ転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所へ転送

(4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っていること等を踏まえ、原則、行いません。
※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合は、この原則によらず対応を図ります。
- 火災や停電情報を得るための方法については、具体的に別途、お知らせします。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など） |
|--|

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。

3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

総合事務所時間外受付に関する浦川原区の状況

1 戸籍届受付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死亡届	18	10	16
出生届	2	0	0
婚姻届	2	2	0

2 証明書交付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民票・印鑑証明	9	5	4

3 電話対応状況（平成 30 年度）

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌 8:30)	合計
合計	平日	—	10	10
	休日	0	11	11
	合計	0	21	21
月 平均	平日	—	0.8	0.8
	休日	0.0	0.9	0.9
	合計	0.0	1.8	1.8

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
年間発生件数	1	1	1
うち時間外 (平日の 17:15~翌 8:30 休日の全部)	1	0	0

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費（令和元年度契約額）

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約 1,094 万円
機械警備業務委託	約 41 万円
行政事務嘱託員報酬	約 18 万円
合 計	約 1,153 万円